

各団体等からの意見

平成 23 年 9 月、各障害者福祉団体 22 団体および 229 事業所に、骨子案をもとに意見を照会しました。

団体名	主な意見内容	対応
特定非営利活動法人 ALS しがネット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間 365 日の在宅サービスが必要 ・ 地域で医療と連携した福祉のネットワークが必要 ・ 「自立生活」という章立ては内容とそぐわないのでは ・ 災害時における人工呼吸器の電源確保等が必要 ・ 事業所運営が困難な介護報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の基本目標の視点「いつでも」に盛り込み ・ 「主要施策の方向」P 24 の医療と連携したサービスの提供に盛り込み ・ 「自立生活」という章立てをやめ「主要施策の方向」の「共生のまちづくり」とした。 ・ 「主要施策の方向」P 42 において、防災への理解促進として盛り込み ・ 報酬の改善等について国に要望しており、今後の制度改正の動き等を踏まえ引き続き検討
NPO 法人近江八幡市手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度対応のケアホーム等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要施策の方向」P 24 において、要医療障害者の地域生活への取組みなど、重度障害等への対応を盛り込み。
社会福祉法人 出合いの家	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き・暮らし応援センターの機能拡充が必要 ・ トライワーク事業のような就労体験の場が必要 ・ 強度行動障害や重度障害などへの対応が必要 ・ 法改正を視野に検討会の設置等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要施策の方向」P 29 に働き暮らし応援センターについて盛り込むとともに、センターからの一般就労者数について目標数値を設定することとしている。 ・ 「主要施策の方向」P 29 に盛り込み。 ・ 「主要施策の方向」P 24 に強度行動障害への対応等を盛り込み ・ 重点プロジェクト中「共生の地域づくりプロジェクト」に当事者等の参画のもとでの検討について盛り込み

団体名	主な意見内容	対応
おおつ「障害者の生活と労働」協議会」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練、就労移行を活用した有期限の訓練システムにより人間性や社会性を獲得できる場が必要 ・ 社会的事業所制度の一層の展開が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要施策の方向」 P 2 8 において、自立訓練と就労移行支援などを組み合わせたシステムによる支援という考え方を盛り込み ・ 「主要施策の方向」 P 3 0 に社会的事業の運営支援について盛り込み（今後の一層の展開については、国における議論の状況も踏まえ検討）
社会福祉法人おおつ福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法の適切な運用による権利擁護の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要施策の方向」 P 4 7 に虐待防止法による対応を盛り込み
特定非営利法人滋賀県精神障害者家族会連合会・鳩の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科病院からの地域移行の一層の推進 ・ 精神障害者の特性に応じた就労支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要施策の方向」 P 26 に移行促進について盛り込むとともに、地域移行にかかる目標数を設定し推進を図ることとしている。 ・ 「主要施策の方向」 P 4 0 に精神障害に対する理解の促進を盛り込み、企業側の理解を求めるとともに、福祉と企業、労働の連携を図っていく。
大津市発達障害者相談支援センターかほん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援にあたって支援員の人材養成や研修機会の確保、キーパーソンの充足等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要施策の方向」 P 22 の発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備において、支援人材やキーパーソンの養成について盛り込み。
社会福祉法人すぎやまの家杉山寮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設の役割や機能、方向性について言及必要 ・ 入所施設を希望する利用者の背景要因の分析が必要 ・ 高齢化、障害の多様化への対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要施策の方向」の P 19 および P 23 等に入所施設の方向性等について盛り込み ・ 「主要施策の方向」の P 21 で障害者自立支援協議会における地域ケアシステムの機能強化の推進等について盛り込んでおり、入所・通所を含む各事業所が連携して地域移行が促進されるよう支援する。 ・ 「主要施策の方向」の P 24 に高齢となった障害のある人への対応等を盛り込み

団体名	主な意見内容	対応
特定非営利活動法人 ウッディ伊香立	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の精神障害者の場合、作業所においても医療の協力、支援が必要 ・入院中から退院に備え、福祉的場所へ通所する必要性が大 ・住まいの確保が緊急課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト中、精神障害者の地域生活支援において、総合的な支援の仕組みについて盛り込み
滋賀県自閉症協会	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターが1箇所しかないのは不十分 ・特別支援学校卒業生について適切な進路の保障が必要 ・企業について、障害特性の理解啓発や雇用促進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要施策の方向」P 22において県域と圏域、市町域の連携を盛り込んでおり、県域のセンターとしては1カ所だが、相互に重層的な展開を図る。 ・「主要施策の方向」P 30において、教育・福祉・労働の連携を図る取組みを盛り込み、こうした取組みにより適切な進路保障や障害特性の理解促進を図る。
社会福祉法人おつ福祉会 ショートステイむくの木	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひきこもり」について家と既存の制度の間となって生活訓練できるプログラムが必要 ・精神障害について専門の知識のある職員が、日中活動の場となる事業所を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト中、精神障害者の地域生活支援において、総合的な支援の仕組みについて盛り込み。
きょうされん滋賀支部	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害や重症心身障害者の暮らし場が必要 ・ひきこもりや触法傾向について、居場所の支援が必要 ・精神障害者について空室になっている公営住宅を活用した体験型ケアホームが必要 ・強度行動障害は現行の生活介護の単価では受け入れ困難。県独自の上乗せ補助が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要施策の方向」P 24において強度行動障害者の受け入れ事業所への支援等を盛り込み。 ・「主要施策の方向」P 35において余暇活動の場の提供として、地域活動支援センターについて盛り込み ・重点プロジェクト中、精神障害者の地域生活支援において、総合的な支援の仕組みについて盛り込み。 ・「主要施策の方向」P 24において、強度行動障害の受け入れ事業所にかかる支援を盛り込み。

団体名	主な意見内容	対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合福祉法に向け、滋賀県の積極的な施策を国に対して働きかけていくことが必要。(改正障害者基本に基づく対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点プロジェクト中「共生の地域づくりプロジェクト」に当事者等の参画のもとでの検討について盛り込み
<p>(財) 滋賀県身体障害者福祉協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の改正を踏まえ共生社会の実現に向けた施策の展開が必要 ・ 「防災及び防犯」「消費者保護」「選挙権」について盛り込みが必要 ・ 県内の障害者の個々の障害の状態や生活の実態を調査し、現状を十分把握すべき ・ 県内の障害者の個々の障害の状態や生活の実態の最近の調査結果に基づく記載が必要 ・ 骨格提言の趣旨を踏まえた計画にすべき ・ 現状と課題について地域別の状況も記載必要 ・ 相談支援体制の充実とネットワークの強化の観点からの記述が必要 ・ 障害者相談員について、円滑な権限移譲も含め記載が必要 ・ 法定雇用率と実雇用率についても記載が必要 ・ 労働と教育、福祉の連携、法定雇用率の早期達成等について記載が必要 ・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正を踏まえ新たな整備項目と目標に向けた記載が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「はじめに」の計画策定の趣旨や重点プロジェクト「みんなの"共生の地域づくり"プロジェクト」に盛り込み ・ 主要施策の方向の「共生のまちづくり」に盛り込み ・ 実態調査は行っていないが、自立支援協議会から現状と課題を聞くなど、現状把握に努めた。 ・ 「はじめに」の障害者制度改革への対応等に盛り込み ・ 「関係資料」において記載する予定 ・ 現状と課題の「暮らし」で触れるとともに、重点プロジェクトの「あんしん”暮らし”実感プロジェクト」等に盛り込み ・ 現状と課題の「共生」に盛り込み ・ 「関係資料」において記載する予定 ・ 主要施策の方向の「地域で働く」等に盛り込んでいる ・ 「実施計画」の「3数値と目標数値」において盛り込みを検討する

団体名	主な意見内容	対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者名簿の整備の策定状況にかかる記載が必要 ・防災対策として、日頃からの情報提供と情報共有、障害特性に応じた避難支援・避難生活支援計画の策定、関係機関、団体の連携による支援体制等にかかる記載が必要。 ・防犯対策として、地域全体でのパトロール体制の強化や生活道路等の防犯対策、犯罪関連情報の提供等について記載が必要。 ・リハビリテーションについて、提供体制の確立や関係機関の連携等にかかる記載が必要 ・現状と課題で障害者相談員については、「共生」ではなく「暮らす」に記載すべき。 ・起点「まち」については、「住み慣れた身近な地域」という記載が必要。 ・重点プロジェクトの前に施策の方向を記載すべき。 ・重点プロジェクトと実施計画に「自立生活」の項目が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施策の方向P42に盛り込んでおり、個々の項目については、滋賀県障害者等防災マニュアル策定指針見直し等の中で検討する。 ・主要施策の方向P42において、犯罪のない社会づくりについて盛り込み ・主要施策の方向P44において盛り込み ・障害者相談員については、地方分権の流れの中でとらえ「共生」で言及している。 ・「住み慣れた身近な地域」という視点を記載 ・重点プロジェクトの前に施策の方向を記載することに変更 ・主要施策の方向において、「共生」の中で内容を盛り込んでいる

滋賀県障害者施策推進協議会委員からの意見提出

委員名	主な意見内容
滋賀県社会就労センター協議会 小野幸弘委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用率制度に基づく就労への取組みと滋賀県として高いレベルに導いていく仕組みをつくること。そのことが、労働施策だけではなく、福祉施策と連動しながら、また、関係機関とも連携しながら働くことを具体化していく仕組みが必要。 ・ 「障害者自立支援協議会の意見」を反映させるのみでなく、本筋である「障害者当事者」・「私たちに関係することを決める時は、必ず私たちの意見を聞いて決めること」を明確に位置づけるべき。 ・ 改正障害者基本法に定める合議制の機関の設置について方向性を示すことが必要。 ・ 障害者の高齢化に関し、施設やホームにおける実態を明らかにしたうえで必要な支援を検討することが必要。 ・ 民間住宅やアパート等での支援の必要な人たちについて具体的な対応の検討が必要。 ・ 他圏域や県外から転入し、どこに相談したらいいかわからず支援が得にくくなっている人について、実態把握と具体的な対応の検討が必要。 ・ 進路に関する情報・就労に関する情報について、県としての実態把握とともに、家族・本人等への情報提供等が必要。 ・ 「就労系と生活介護の中間的な役割を担う「いきがい・自己実現」のための」場とは、現在の制度改革の動きのあり方議論と共に、滋賀の独自施策としての場の創設を検討していくのかどうか示すことが必要。 ・ 家族の介護・介助、育児等の実態について、状況を明らかにし家族への支援のあり様を検討することが必要。 ・ 県内に様々な支援の「センター」があり、どこに相談したらいいかわからない。枠組みの整理と地域間格差をなくすことが必要。 ・ 重点プロジェクトには、「生きていくための糧」「所得保障」の視点を取り入れて欲しい。